

都構想の協定書を具体的に解説！

都構想で

**此花区** はどうなる？

その1

住民投票で可決されても

特別区に変わるのは

2025年からです。

すぐじゃないんです。



市会 **維新** ジャーナル journal



【発行元】 大阪市会議員 大阪維新の会

お お う ち り い じ  
**大内 啓治**

〒554-0021 大阪市此花区春日出北1丁目8番5号 TEL:06-6461-1181

その2

此花区は4つの特別区の中の「淀川区」に位置します。

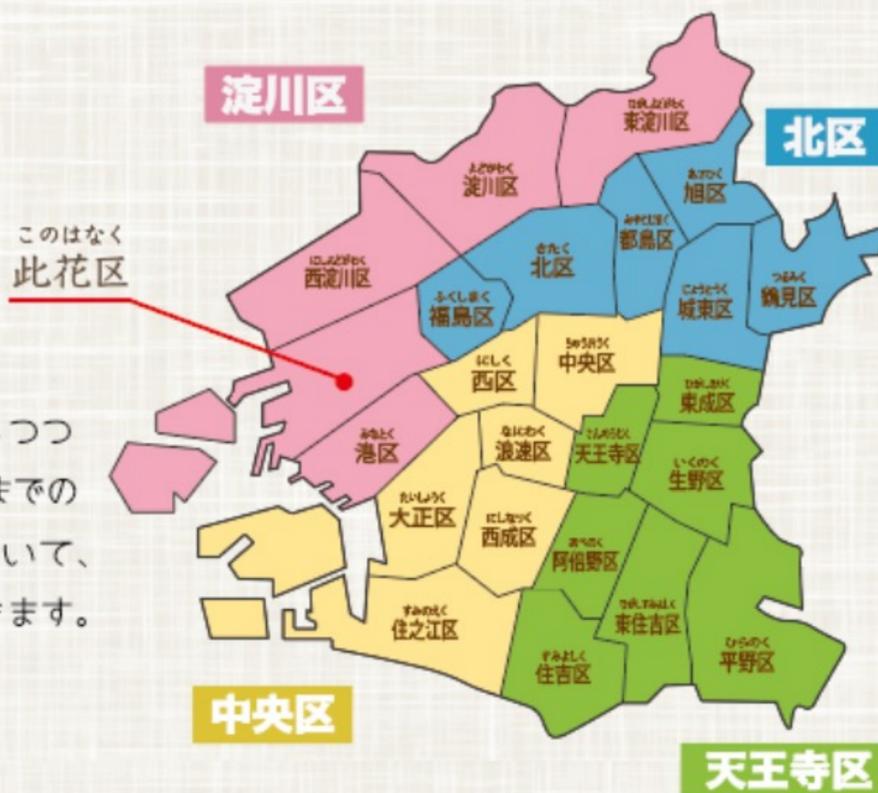
住所はこうなります

大阪市 **此花区** 春日出北1丁目8-4



**淀川区** **此花** 春日出北1丁目8-4

※ このルールを原則としつつ 実際の住所は令和7年までの間に住民の意見を聞いて、大阪市長が決めていきます。



その3

最寄りの区役所は、今まで通り此花区役所です。

今までの市役所 (中之島)

今までの区役所



**淀川区本庁舎** (現 淀川区役所内) **今まで通り** 此花区役所です。  
に変わります

その4

市立の施設は区立となり、住民に身近な区が運営します。

図書館、学校園、スポーツセンターなど、市立の施設は区立に変わり、運営は住民に身近な特別区で行います。他の特別区の施設も、これまで同様ご利用頂けます。

都構想で実現する

きめ細やかな住民サービスって何？

例えば今の大阪市は24区で画一的な行政をしているので、主に高齢者が使う公園にも児童遊具が設置され、ムダな予算が生じています。これを花壇やベンチに変え、余った予算の一部を子どもが多い公園に回せば、みんなが住みやすい街づくりが進みます。

それぞれの町に合った公園づくりの例

# 都構想の設計図

ポイント解説  
第2回

## 住民サービスについて

膨大な都構想の設計図の中から、特に住民の皆様からの質問が多い項目をピックアップしてポイントで解説します。



住民サービスの質を決めるのは

**首長の意思決定と財源の裏付け**です。

今回はこの2つについて解説します。

### 首長（現在の市長、特別区になれば区長）の意思決定について

これまで大阪市は一人の市長が24区の全てと広域行政を決定していましたので、どうしても梅田やなんば、万博やIRと、大きな話に力を取られて、此花区民の普段の生活に密着した政策までは十分に手が回りませんでした。

特別区になれば、淀川区以外の19区の問題は他の首長の課題となり、広域行政も府知事の問題となりますので、**此花区の住民生活に密着した課題に多くの時間を掛けて取り組めるようになります。**

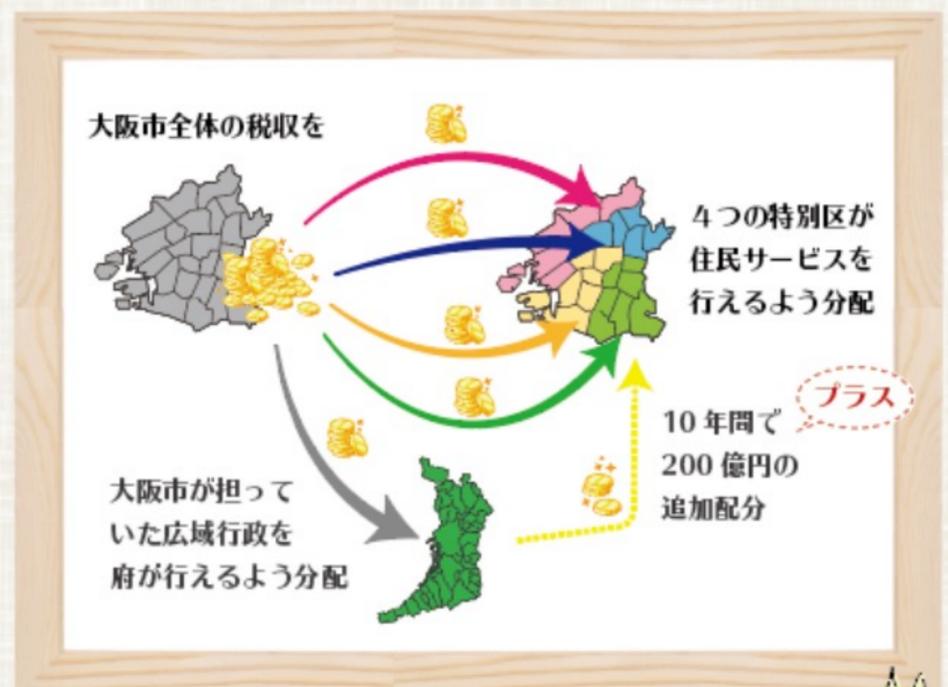


### 財源の裏付けについて

区長が政策を決定したとしてもそれを実行するためのお金（予算の裏付け）がなければ、絵に描いた餅で終わってしまいます。そのため4つの特別区は住民サービスの維持に必要な財源を全ての区が確保できるよう、財源の調整を行います。また、特別区に移行後は府から特別区に総額で200億円の財源が追加配分されます。

反対に、今後政令市のままであっても高齢化と人口減少によって必要なお金は膨らみ、収入は減り続けることが予想されています。特別区では画一的な行政による無駄な投資を抑え、広域一元化によって成長する大阪を実現して、全体のお金を増やす努力を追求していきます。

### 財政調整の仕組み



### 新型コロナと 住民投票

新型コロナが流行する中での住民投票の実施について、「今やるべきではない」という声が聞かれます。ですが、現在の府市一体の体制でコロナ対策が機能している事も事実です。いま住民投票が可決しても、都構想の実現は

2025年。今後いつ起こるとも知れない南海トラフや、新たな感染症などに備える意味でも、なるべく早く府と市の司令塔を一本化しておく必要があります。コロナ対策にも注力しながら「未来への責任」を果たしていきます。

